

八尾市男女共同参画推進条例検討委員の会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市男女共同参画推進条例検討委員設置要綱（以下「設置要綱」という。）により設置される委員が、条例検討のために行う会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、検討委員を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

2 座長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の謝礼)

第4条 設置要綱第6条に定める委員謝礼は、会議に出席した日1日につき、次のとおりとする。

(1) 学識経験者委員 21,000円

(2) その他の委員 8,000円

(庶務)

第5条 会議の庶務は、人権文化ふれあい部人権政策課が行う。

附則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。